

接続約款変更届出書

令和8年2月20日

総務大臣 殿

郵便番号 105-7529

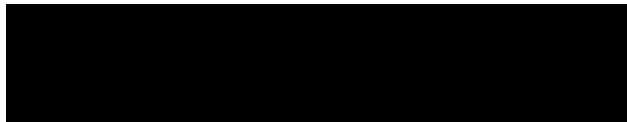
住 所 とうきょうとみなとくわいがんいちちようめ ばん ごう
東京都港区海岸一丁目7番1号

氏 名 そ ふ と ぼ ん く かぶしきがいしゃ
ソフトバンク株式会社
だいひようとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー みやかわ じゆんいち
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第72号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和8年3月1日
------	----------

(SB)接続約款新旧対照表

別紙

新	旧
<p>第 10 章 料金等 第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用 (料金等) 第 63 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社は<u>電話</u>ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料<u>及び BB ユニバーサルサービス料</u>を設定します。</p> <p>(略)</p> <p>(定額制の網使用料の支払義務) 第 64 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定により支払いを要する協定事業者は、第 69 条(定額制の網使用料及び網改造料並びに<u>電話</u>ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料<u>及び BB ユニバーサルサービス料</u>の計算方法)の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節の 2 <u>電話</u>ユニバーサルサービス料の支払義務 (電話ユニバーサルサービス料の支払義務) 第 67 条の 2 協定事業者は、第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)第 3 項の規定に基づき別表 1(接続により提供する機能)に規定する MVNO 回線管理機能又は 00XY MVNO 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して<u>電話</u>ユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、電気通信番号規則別表第 3 号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する<u>電話</u>ユニバーサルサービス料の料金額は、</p>	<p>第 10 章 料金等 第 1 節 料金及び工事又は手続きに関する費用 (料金等) 第 63 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 前 3 項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料<u>及び</u>電話リレーサービス料を設定します。</p> <p>(略)</p> <p>(定額制の網使用料の支払義務) 第 64 条の 2 (略)</p> <p>2 前項の規定により支払いを要する協定事業者は、第 69 条(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料<u>及び</u>電話リレーサービス料の計算方法)の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。</p> <p>(略)</p> <p>第 3 節の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務 (ユニバーサルサービス料の支払義務) 第 67 条の 2 協定事業者は、第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)第 3 項の規定に基づき別表 1(接続により提供する機能)に規定する MVNO 回線管理機能又は 00XY MVNO 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、電気通信番号規則別表第 3 号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。</p> <p>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、4G</p>

4G 通信サービス契約約款に規定する電話ユニバーサルサービス料に相当する額とします。

(略)

第3節の5 BB ユニバーサルサービス料の支払義務

(BB ユニバーサルサービス料の支払義務)

第67条の5 協定事業者は、第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)第3項の規定に基づき別表1(接続により提供する機能)に規定する直取パケット接続機能又は5G(NSA方式)直取パケット接続機能の支払いを要する場合には、当社に対してBB ユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するBB ユニバーサルサービス料の料金額は、4G 通信サービス契約約款に規定するBB ユニバーサルサービス料に相当する額とし、当社が別に定める方法により算出します。

(略)

(定額制の網使用料及び網改造料並びに電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びBB ユニバーサルサービス料の計算方法)

第69条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びに電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及びBB ユニバーサルサービス料は暦月に従って計算します。

2 (略)

(略)

(料金の支払い)

第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、電話ユニバーサルサービス料、USIMカードの利用に係る費用、電話リレーサービス料及びBB ユニバーサルサービス料をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 (略)

通信サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。

(略)

(新設)

(略)

(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)

第69条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は暦月に従って計算します。

2 (略)

(略)

(料金の支払い)

第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手続費、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、USIMカードの利用に係る費用及び電話リレーサービス料をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

2 (略)

附則

<p>附則 (略) <u>附 則(令和 8 年 2 月 20 日 MKS2602180006050001)</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、令和 8 年 3 月 1 日から実施します。</u></p>	<p>(略)</p>
---	------------